

## ○奈良県警察通訳業務運用要綱の制定について

(平成7年10月20日例規第70号)

[沿革] 平成16年3月例規第17号、24年7月第23号、29年3月第6号改正

別記のとおり制定し、平成7年11月1日から実施することとしたので、適正に運用されたい。

### 別記

#### 奈良県警察通訳業務運用要綱

#### 第1 趣旨

この要綱は、奈良県警察における外国語の通訳及び翻訳並びに手話通訳（以下「通訳等」という。）の体制の確立とその一元的な運用を図るため、通訳等の実施及び指定通訳員の指定等に関して必要な事項を定めるものとする。

#### 第2 定義

この要綱における用語の意義は、次に定めるところによる。

- (1) 指定通訳員 通訳等の能力を有する警部補以下の階級にある警察官又は警部補相当以下の一般職員（以下「警察職員」という。）で、第6に定めるところにより指定されたものをいう。
- (2) 民間通訳人 通訳等の能力を有する警察部外の者で、第6に定めるところにより登録されたものをいう。
- (3) 指定通訳員等 指定通訳員及び民間通訳人をいう。

#### 第3 任務

指定通訳員等は、外国人犯罪の捜査その他警察業務を遂行する上で必要な通訳等を行うものとする。

#### 第4 捜査支援分析課長の事務

刑事部捜査支援分析課長（以下「捜査支援分析課長」という。）は、外国人犯罪の捜査その他通訳等を必要とする警察業務を円滑に遂行するため、奈良県警察における通訳等業務に関する事務を総括するものとする。

#### 第5 指定通訳員等の推薦

- 1 警察本部の課、隊、所の長及び学校長並びに警察署長（以下「所属長」という。）は、所属の警察職員及び警察部外者で、別表に定める指定通訳員等推薦基準の要件に該当するものがあるときは、指定通訳員等指定（登録）推薦書（別記様式第1）に指定通訳員等個人票（別記様式第2）を添付し、捜査支援分析課長を経て警察本部長（以下「本部長」という。）に推薦するものとする。この場合において、警察部外者を推薦す

る場合は、この者の承諾を得なければならない。

- 2 捜査支援分析課長は、指定通訳員等指定（登録）推薦書を受理したときは、指定通訳員等としての通訳等の能力及び適性等を審査した上、本部長に報告するものとする。

#### 第6 指定通訳員等の指定等

- 1 本部長は、捜査支援分析課長より報告のあった警察職員について、指定通訳員として指定することが適当であると認めたときは、指定通訳員指定書（別記様式第3）により指定するものとする。この場合において、捜査支援分析課長は、当該指定通訳員を指定通訳員指定簿（別記様式第4）に登載するものとする。
- 2 本部長は、捜査支援分析課長より報告のあった警察部外者について、民間通訳人として登録することが適当であると認めたときは、民間通訳人登録簿（別記様式第5）に登録するものとする。
- 3 捜査支援分析課長は、民間通訳人が登録されたときは、推薦を行った所属長及び当該民間通訳人に通知するものとする。
- 4 捜査支援分析課長は、指定通訳員等が指定され、又は登録されたときは、当該指定通訳員等に係る指定通訳員等個人票に指定通訳員等運用状況表（別記様式第6）を添付し、保管しなければならない。

#### 第7 指定通訳員等個人票の補正等

- 1 所属長は、指定通訳員等に係る指定通訳員等個人票の記載内容に変更が生じたときは、捜査支援分析課長に通知するものとする。
- 2 捜査支援分析課長は、通知を受けたときは、指定通訳員等個人票を補正するものとする。

#### 第8 指定期間及び指定の解除等

- 1 指定通訳員等の指定又は登録の期間は、当該指定又は登録が解除される日までとする。
- 2 本部長は、指定通訳員が健康上その他の理由により、指定通訳員としての任務を遂行することができないと認めるときは、指定通訳員の指定を解除するものとする。
- 3 本部長は、民間通訳人から辞任の申出があったとき、又は民間通訳人に非違非行があったとき、若しくは遠方への転居、長期療養等民間通訳人としての任務を遂行することができないと認めるときは、その登録を解除するものとする。
- 4 指定通訳員等の指定又は登録の解除は、指定通訳員にあっては指定通訳員指定解除通知書（別記様式第7）の交付により、民間通訳人にあっては当該民間通訳人に通知することにより行うものとする。この場合において、捜査支援分析課長は、民間通訳人の登録を解除するときは、当該民間通訳人の推薦を行った所属長に対し、登録を解除した旨

を通知するものとする。

- 5 前記4の規定にかかわらず、指定通訳員が警察官にあっては警部に、一般職員にあっては警部相当職に昇任したときは、指定通訳員の指定が解除されたものとみなす。

## 第9 通訳等の要請等

- 1 所属長は、警察業務を遂行するに当たり、通訳等を必要とするときは、原則として当該所属の指定通訳員を通訳等に従事させるものとする。
- 2 所属長は、前記1に規定する場合において、自所属に必要な指定通訳員がないときは、捜査支援分析課長を経て本部長に指定通訳員等の派遣を要請するものとする。
- 3 前記2の派遣要請は、次の事項を通知することをもって行うものとする。この場合において、派遣要請を受理した捜査支援分析課長は、当該事項について指定通訳員等派遣要請受理・回答簿（別記様式第8）に記録しておくものとする。

### (1) 要請内容

通訳等の種別、派遣人員、派遣先及び派遣予定期間

### (2) 事案担当者

所属、階級、氏名及び電話番号

### (3) 事案の概要

事案名、対象者の区分、被疑者の人定等

### (4) その他参考となる事項

## 第10 指定通訳員等の派遣

- 1 本部長は、所属長から指定通訳員等の派遣要請を受理したときは、派遣要請の内容に応じて適任者を派遣するものとする。
- 2 捜査支援分析課長は、派遣しようとする者が指定通訳員の場合は、事前に当該指定通訳員が所属する所属の長と協議するものとする。ただし、急を要し事前に協議ができないときは、事後速やかに行うものとする。
- 3 指定通訳員の派遣期間については、原則として3日以内とする。ただし、派遣期間が3日を超える場合は、派遣先の所属長の要請に基づき、捜査支援分析課長が当該指定通訳員の所属する所属の長と協議して、その期間を決定するものとする。
- 4 民間通訳人の派遣期間については、捜査支援分析課長が当該民間通訳員と協議して定めるものとする。
- 5 捜査支援分析課長は、派遣する指定通訳員等が決定した場合は、速やかに派遣要請を行った所属長に回答するとともに、指定通訳員等派遣要請受理・回答簿の所定欄に記録しておくものとする。

## 第11 報告等

- 1 指定通訳員等の派遣を受けた所属長（第9の1に定める場合を含む。）は、当該指定通訳員等がその任務を終了したときは、速やかに指定通訳員等運用結果報告書（別記様式第9）により、捜査支援分析課長を経て本部長に報告するものとする。
- 2 捜査支援分析課長は、前記1の報告を受けた場合は、指定通訳員等運用状況表に所要事項を記録しておくものとする。

#### 第12 公的機関からの派遣要請

- 1 所属長は、裁判所、検察庁その他の公的機関（以下「公的機関」という。）から通訳人の派遣要請を受けたときは、速やかに捜査支援分析課長を経て本部長に報告するものとする。
- 2 本部長は、前記1の報告を受けたときは、捜査支援分析課長に要請内容を検討させた上、その検討結果に基づき派遣の要否を決定するものとする。
- 3 本部長は、公的機関の要請を受諾したときは、派遣要請の内容に応じて適任者を派遣するものとする。この場合において、捜査支援分析課長は、指定通訳員等運用状況表に所要事項を記録しなければならない。
- 4 公的機関に派遣する指定通訳員等に係る手続については、第10の2から4までの規定を準用する。
- 5 公的機関に派遣した民間通訳人に対する謝金の支給及び事故等の補償については、第13及び第14の2の規定にかかわらず当該公的機関が行うものとする。

#### 第13 通訳等謝金の支給

民間通訳人の派遣を受けた所属長は、当該民間通訳人に対し、別に定めるところにより通訳等謝金を支給するものとする。

#### 第14 事故報告及び補償

- 1 指定通訳員等の派遣を受けた所属長は、指定通訳員等の通訳等の業務に関して事故又は紛議事案等が発生したときは、その状況を捜査支援分析課長を経て本部長に即報するものとする。
- 2 民間通訳人が、通訳等の業務に関して傷害を被った場合は、民間保険会社と契約する傷害保険特約書に基づいて補償するものとする。

#### 第15 運用上の留意事項

- 1 所属長は、民間通訳人の派遣を受けたときは、受傷事故その他の事故防止に配慮するとともに、通訳等の業務以外の業務に従事させてはならない。
- 2 指定通訳員の所属する所属の長は、指定通訳員が派遣期間中において通訳等の業務に専従できるよう配慮するものとする。
- 3 捜査支援分析課長は、民間通訳人に対して、通訳等に必要な法令の知識及び捜査手続

並びに通訳等によって知り得た秘密の保持について、適切な指導及び助言を行い、通訳等の業務が円滑に行えるように努めなければならない。

4 捜査支援分析課長は、指定通訳員等の通訳等の能力の向上を図るため、語学教養及び国際犯罪捜査等に関する研修を実施するものとする。

5 所属長は、所属の職員について、通訳等を伴う取調べ、見分等の技能を向上させるための教養及び研修を行うよう努めるものとする。

#### 第16 指定通訳員等の確保

所属長は、奈良県警察における通訳等の業務の円滑化を図るため、所属職員の語学能力の向上に努めるとともに、民間通訳人の確保に努めなければならない。

(別表等省略)